

議事日程（閉会日） 令和2年9月17日 午前9時開議

- 日程第 1 議案第41号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 2 議案第42号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 3 議案第43号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第44号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 議案第45号 木曾岬町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第46号 木曾岬町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第47号 木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第48号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第49号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第50号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第51号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第52号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第53号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第54号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第55号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について
- 日程第16 議案第57号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第17 発議第 2号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見

書について

- 日程第18 発議第 3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書について
- 日程第19 発議第 4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書について
- 日程第20 発議第 5号 防災対策の充実を求める意見書について
- 日程第21 発議第 6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第22 発議第 7号 国土強靱化の継続・拡充を求める意見書について
- 日程第23 発議第 8号 安全安心な町づくりに於ける、いわゆるヤード（自動車等の解体施設）に対し規制を求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（6名）

1番	鎌田 鷹介 君	3番	加藤 真人 君
5番	服部 英二夫 君	6番	三輪 一雅 君
8番	中川 和子 君	9番	伊藤 好博 君

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長	加藤 隆 君	副 町 長	森 清 秀 君
教 育 長	山北 哲 君	総務政策課長	小島 裕 紹 君
総務政策課副参事	中山 重 徳 君	危機管理課長	伊藤 雅 人 君
産 業 課 長	多賀 達 人 君	建 設 課 長	内山 幸 治 君
住 民 課 長	伊藤 正 典 君	福祉健康課長	松本 大 君
税 務 課 長	藤井 光 利 君	教 育 課 長	黒田 和 弘 君

事務局出席職員

事務局長	平松 孝 浩	議会事務局	渡辺 千 智
------	--------	-------	--------

=====

午前 9時 0分開議

○議長（服部英二夫君） 皆様、おはようございます。

議員の皆様には、諸般何かと御多用の中、御出席賜りありがとうございます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様方におかれましても、御出席いただきましてありがとうございます。

さて、令和2年第3回定例会は9月2日から16日間の日程で開かれまして、本日が今期定例会の最終日でございます。この後、行われます議案審議に際しましても慎重審議を

していただきますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は6名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただきましたとおりでございます。

それでは、これより議事に入ります。

- 日程第 1 議案第 4 1 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 2 議案第 4 2 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 3 議案第 4 3 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 4 議案第 4 4 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 5 議案第 4 5 号 木曾岬町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 6 号 木曾岬町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 7 号 木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 8 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 4 9 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 5 0 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 5 1 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 5 2 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 5 3 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議案第 5 4 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 議案第 5 5 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定につ

いて

日程第 16 議案第 57 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 4 号）
について

○議長（服部英二夫君） 日程第 1、議案第 41 号、令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 3 号）についてから日程第 16、議案第 57 号、令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 4 号）についてまでの 16 議案を一括上程し、これを議題といたします。

会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫君） ただいま議題としました議案につきましては、8 日及び 10 日の議案質疑日、また、15 日の一般質問日にその質疑が終わっております。よって、これより討論に入ります。

討論は一括討論といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認め、一括討論といたします。

それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

○8 番（中川和子君） 議長、8 番。

○議長（服部英二夫君） 8 番議席、中川和子君。

○8 番（中川和子君） 皆さん、おはようございます。

私は、今期定例会に上程されました議案のうち、議件名は省略をいたしますが、議案第 41 号、議案第 42 号、議案第 43 号、議案第 48 号、議案第 49 号、議案第 55 号の 6 議案に反対をし、残る 10 議案に賛成をするものです。

まず、議案第 41 号、今年度の一般会計補正予算（第 3 号）ですが、マイナポイント事業における質疑の中で、7 月からの受付人数は把握していないことだけはお答えいただきましたが、大手クレジット会社が参加しないことから、恩恵を受ける人は限られるのではないか、また、申込みに手数料がかかることなどから、その出費がこの事業と釣り合うか、税金を使った不公平な制度ではないかという質疑には答える必要がないと打ち切られました。国は伸び悩むカード取得率を上げるための施策であり、その割には期間限定で中途半端なものであり、真に住民のためにはなっていないと考えます。

また、教育費においては、GIGA スクール構想による技術支援・備品購入費と前倒しで一気に進められようとしています。環境整備の必要性は認めますが、今後、端末の買換えに莫大な予算がかかること、個別最適化学習という名の分断と格差の助長、教師、家庭の体制、健康面への影響などをきちんと配慮された上での施策とは言い難く、全面的に賛成とは言えないことを申し添えます。

続きまして、議案第 42 号、今年度の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）ですが、

県単位化になって3年目です。初年度こそ料率は据え置かれましたが、2年連続で保険料がアップされました。県単位化で財政安定と言いながら、町民負担増になっています。今のこの状況下の中で上げるべきではないと考えます。

続きまして、議案第43号、今年度の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）ですが、今年度は2年に1度の保険料の見直しで、8.66%の増額となっています。年齢で区切るという制度の構造上、どこまでも保険料が上がっていくものですが、国民健康保険と同様、今この状況下で町民の負担増となる保険料は特に容認できるものではありません。

続きまして、議案48号、前年度の一般会計歳入歳出決算認定についてですが、前年度、2019年、令和元年は、10月からの消費税増税の影響を受けた決算となりました。幼児教育・保育の無償化は増税分を原資としてなされましたが、給食費は徴収するとしたため、真の無償化にはなりません。保育料はそもそも所得に応じて徴収されていたものが、無償化により所得の高い方が恩恵を受ける結果になりました。

また、増税に伴う消費喚起策として、プレミアム付商品券事業が行われましたが、住民税非課税世帯の申請数があまりにも少なく、思ったほど効果は上がりませんでした。

今年1月からは個人番号カードを利用してコンビニで証明書等が取得できるようになりましたが、その費用対効果は今のところ上がっていません。

全国的に例のないという地域BWA事業が新たに着手をしました。子どもや高齢者の見守り、防犯カメラの設置、バスの運行状況のお知らせ、浸水予測水位の確定システムなど、今のところは住民の身近なサービスだと思いますが、これらの事業がスマートシティ推進事業という国の補助メニューになっていることが気になるところです。スマートシティ構想は企業によって主導をされ、スマート化により自治体が弱体化していくことが危惧されると指摘されているからです。

教育では、経済対策の色合いが濃いGIGAスクール構想の具現化が突如といった形で始まりました。初期経費は国庫補助で賄えたとしても、ランニングコストは高額化が予想をされ、今後、教育費の高負担につながっていくのではないかと考えます。

小学校に続き、中学校で道徳の教科化が始まりました。中学校では身につけたい徳目が明示をされ、それに沿って子ども自身が自分で評価をする。教師も今まで行われなかった評価が行われるようになった。これは、憲法で保障する内心の自由の点からも問題があると考えます。

また、正規職員の減が気になります。前年度の決算では1人減、今年度の決算では2人減と、正規職員が少なくなっています。正規職員の減には正規職員で補ってください、町の第5次の総合計画では、70人体制を適正規模としているのではないのでしょうか。処遇改善を図るなどして数値目標に近づけるよう努力をしてください。

地方自治の本分は、住民の福祉向上、そのために働く公務員は全体の奉仕者とうたわれています。行政のデジタル化が進む中、弱者を置き去りにしない町政に取り組んでくださ

い。

続きまして、議案第49号、国民健康保険の特別会計歳入歳出決算認定ですが、県単位化になって2年目です。前年度、据え置かれた料率も19年度、令和元年度は引き上げられ、保険料も上がりました。さらに、来年の3月から個人番号カードが健康保険証としても使用できるようにするシステム改修が行われました。本人の健康情報の一元化、医療機関の窓口の煩雑さを考えると、賛成できるものではありません。個人番号カードの使用のこれ以上の拡大はやめるべきだと考えます。

保険料賦課の推移を見てみますと、1世帯当たりの調整額、医療費分は下がってきていますが、高齢者分、介護分が前年度よりかなり上昇しているのも保険料の上昇している要因だと考えます。収入未済額も多額になっています。払える保険料にするべきではないでしょうか。国民健康保険は、事務報告の中では、これは毎年のことですが、相互負担制度と言われておりますが、社会保障制度であります。国民健康保険は、国民皆保険の最後の砦であり、公助を基本とするべきであると考えます。

続きまして、議案55号、水道事業会計の決算認定については、10月からの消費増税が含まれた住民負担増の決算になっていることから、反対をいたします。

以上、6議案の反対討論といたします。

○議長（服部英二夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（服部英二夫君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） 皆様、改めまして、おはようございます。

私は、議案第41号から議案第57号までの本日採決を迎える16議案に対し、賛成討論を行います。

まず、私は、議案第41号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）については、既決予算に2億9,000万を増額し、予算総額を41億7,500万円とする補正予算であります。このたびの補正は、歳入では個人住民税の確定による減額、地方交付税の確定による増額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による増額、ふるさと応援寄附金納付見込みや前年度からの繰越金の確定などにより、必要とする財源の確保が図られたことにより適正な予算の再編が進められており、財源の有効活用を図る上で必要な補正予算であります。また、補正予算では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関わる経費やふるさと応援寄附金返礼品関連経費が主な支出であり、これらは必要な予算措置と考えられ、この補正予算に賛成をするものであります。

次に、議案第42号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、保険料の本算定が行われたことや前年度からの繰越金の確定によるもので、歳出では保険給付費等交付金、償還金が主な支出であり、適切な補正予算となっていると考え、賛成をいたします。

次に、議案第43号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、保険料の本算定が行われ、保険料確定による増額、歳出では、後期高齢者医療広域連合の納付金が確定したことによる事業精査で、適切な補正予算と考え、賛成をいたします。

次に、議案第44号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入では、保険料の本算定により保険料及び県負担金の確定や前年度決算に伴う繰越金の確定によるもので、歳出では、前年度の介護給付費負担金の確定に伴う過年度国県支出金の還付を行うための補正予算であり、適切な措置であると考え、賛成いたします。

次に、議案第45号、木曾岬町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第46号、木曾岬町委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、それに関する上位法令に基づき、木曾岬町空家対策協議会を設置するため条例の一部を改正するものでありまして、適切な条例改正であり、賛成いたします。

次に、議案第47号の木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、それに関する上位法令の施行に伴い、所要の整備を行うため条例の一部を改正するもので、適切な条例改正であると考え、賛成いたします。

次に、議案第48号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第55号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてまでの8議案ですが、これらの決算は、当初予算、補正予算の提出された段階において予算内容を十分審議され、予算執行がなされたものであり、本定例会では2日間の議案審議も行われておりますが、特に問題となるような質疑はなかったと考えます。また、定例会開会日には、代表監査委員から適正に処理がされている旨の決算審査報告がなされております。これらのことから、各会計とも適切な予算執行がなされていると判断し、この8会計の決算に賛成するものであります。

次に、議案第57号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）については、既決予算に400万円を増額する補正予算です。この補正予算は、町議会議員の急逝により定足数に欠員が生じたことによる補欠選挙に要する経費であり、この補正予算に賛成をするものであります。

以上、令和2年第3回定例町議会に提出されました16議案全てに対し、私は賛成をするものであります。皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

賛成討論者、三輪一雅。

○議長（服部英二夫君） ほかに討論者はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 討論者なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案採決に入ります。

議案の採決は議会運営委員会で御決定いただいたとおり採決を行いますので、御理解願います。

それでは、議案第41号を採決します。

日程第1、議案第41号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） 起立多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第42号を採決します。

日程第2、議案第42号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第43号を採決します。

日程第3、議案第43号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第44号を採決します。

日程第4、議案第44号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第45号を採決します。

日程第5、議案第45号、木曾岬町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第46号を採決します。

日程第6、議案第46号、木曾岬町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第47号を採決します。

日程第7、議案第47号、木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第48号を採決します。

日程第8、議案第48号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第49号を採決します。

日程第9、議案第49号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第50号を採決します。

日程第10、議案第50号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第51号を採決します。

日程第11、議案第51号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第52号を採決します。

日程第12、議案第52号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第53号を採決します。

日程第13、議案第53号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第54号を採決します。

日程第14、議案第54号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第55号を採決します。

日程第15、議案第55号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第57号を採決します。

日程第16、議案第57号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書について

日程第 18 発議第 3 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書について

日程第 19 発議第 4 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書について

日程第 20 発議第 5 号 防災対策の充実を求める意見書について

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第 17、発議第 2 号から日程第 20、発議第 5 号までの 4 議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫君） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、提出者による趣旨説明を求めます。

発議第 2 号から第 5 号について、提出者は登壇の上、お願いします。

○9 番（伊藤好博君） 議長、9 番。

○議長（服部英二夫君） 9 番議席、伊藤好博君。

○9 番（伊藤好博君） それでは、発議 2 号より説明させていただきます。

発議 2 号、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書（案）。

趣旨といたしまして、義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源を確保すること。

理由。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任を持って必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。しかしながら、1985年に義務教育費国庫負担金の対象外となった教材費等は一般財源の中に組み込まれたままです。

3 月以降、新型コロナウイルス感染症対策の措置として、全国の学校が「臨時休業」となり、国、各都道府県においてオンライン教育を進めるための環境整備が行われました。しかし、都道府県格差、市町格差は大きく、子どもたちの学びの機会は、均等であるとは言えません。文部科学省の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」によると、三重県内では、教育用コンピュータ 1 台あたりの児童生徒数は 5.2 人、普通教室の無線 LAN 整備率は 36.0%と、まだまだ十分でない状況があります。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、極めて重要なことです。義務教育の水準を安定的に確保し、地域間格差が生じないようにするためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその増額が必要です。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規程により意見書を提出する。

提出先は、財務大臣宛てです。

次に、発議 3 号、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書（案）。

趣旨といたしまして、これも朗読をもって説明に代えさせていただきます。

子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうこと。

理由。

子どもたちの姿を出発点とした主体的で協同的な「豊かな学び」を実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備の一つだと考えます。

2019年度経済協力開発機構（OECD）公表値によると、加盟国1クラス当たりの児童生徒数が小学校21人、中学校23人であるのに対し、日本は、小学校27人、中学校32人、三重県は、小学校25.2人、中学校30.3人（令和元年度学校基本調査）と加盟国の平均を大きく上回っています。

木曾岬町においても、学級担任等を含めると40人を超える過密な状態で学習活動をせざるを得ない学級もあり、町において可能な限り対応いただいておりますが、「学校の新しい生活様式」への対応に苦慮している状況があります。

また、個別の支援を必要とする児童生徒や外国につながる児童生徒も増加傾向にあり、教職員がよりきめ細かく児童生徒一人ひとりと向きあうためには、更なる環境整備が必要です。

以上のとおり、地方自治法第99条の規程により意見書を提出する。

提出先は、文部科学大臣宛てです。

次に、発議4号、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（案）であります。

これも朗読をもって代えさせていただきます。

趣旨として、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

学校には、さまざまな生活背景から課題を抱えた子どもたちが通っています。厚生労働省の「国民生活基礎調査（2019）」によると、「子どもの貧困率」は13.5%となり、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあると言えます。また、大人が1人の世帯の相対貧困率は48.1%と、大人が2人以上いる世帯（貧困率10.7%）より著しく厳しい経済状況におかれています。

2020年3月に策定された「第二期三重子どもの貧困対策計画」の基本理念である「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要な教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況」の実現には、教育に係る公的な支援が極めて重要です。子どもたちに対して、教育相談などを充実させるとりくみや、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援を行うなどのとりくみが今以上に進められていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響で、アルバイトや保護者の収入が減り、学費を払えない学生・生徒に対し、政府は「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を創設しま

したが、すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるためには、貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度・施策のよりいっそうの充実が必要です。

以上のとおり、地方自治法第99条の規程により意見書を提出する。

提出先は、文部科学大臣であります。

次、発議5号、防災対策の充実を求める意見書について。

防災対策の充実を求める意見書（案）。

要旨として、子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかること。

理由。

「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）では、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は、地震発生翌日で約35～56万人にのぼり、一か月後においても約10～20万人が避難所生活をつづけることになると推計されています。東日本大震災や西日本豪雨等、これまでの災害で、多くの学校が避難所となったように、県内でも、9割以上の公立学校が避難所指定を受けています。

しかし、三重県における防災関係施設・設備の設置率は、屋内運動場多目的トイレ31.8%、貯水槽・プールの浄化装置72.2%（2019）など、十分であるとは言えません。また、耐震化対策のうち、屋内運動場などの天井等の落下防止対策は、2019年4月現在、公立小中学校11棟、県立学校29棟で未だ完了していません。

政府は新型コロナウイルス感染症に関わって、感染者は避難所以外に滞在させるよう通知を行い、「指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図る」とし、さらに発熱・咳等の症状が出た方や濃厚接触とされる方とやむを得ず同室する場合のレイアウト例も示しています。しかし、施設やスペース、資材、人材が不足している自治体も少なくありません。

災害や感染症は、いつ発生するかわかりません。性やプライバシーに関する課題、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児等への配慮など、被災者が安心して避難できるよう備えるべきです。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のとおり、地方自治法99条の規程により意見書を提出する。

提出先は、文部科学大臣宛てです。

以上4件、御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。

これより発議第2号から発議第5号の意見書4件に対する質疑に入ります。

この件について、何か御質疑がございましたら御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8 番議席、中川和子君。

○8 番（中川和子君） まず、発議 2 号の義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書（案）の中に、理由のところの 2 段目、3 月以降のところですが、「3 月以降、新型コロナウイルス感染症対策の措置として、全国の学校が臨時休業となり、」ですが、これはほぼ 9 割なので、全国ではないということに変えたほうがいいかなと思いました。

それから、3 月以降の 3 行目ですが、都道府県格差、あと、市町の格差とありますが、まだ村もありますので、ここにも市町村の「村」を入れたほうがいいかなと思いました。

それから、発議第 3 号ですが、これは理由の 2 段目、2019 年度経済協力開発機構からあって、日本は、三重県はとあって、（令和元年度学校基本調査）とありますが、ほかの意見書も同じですが、西暦になっているのでここも、元号を入れてもいいですが、西暦も並列をしたほうがよいかと考えます。

それから、発議 4 号ですが、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充の理由の 3 行目、「また、大人が 1 人の世帯の相対貧困率」になっているんですが、これ、相対的貧困率だと思うので、正確な言葉のほうがいいかなと思いました。

それから、発議の 5 号ですが、防災対策の充実を求める意見書、これは趣旨のところですが、これは前から皆さんともいろいろ議論をしているんですが、安心安全なのか、安全安心なのか、安全があって安心があるという考え方を私はしたほうがいいかなと思っています。

それから、最後の段のところですが、「災害や感染症は、いつ発生するかわかりません。」のところ、2 行目の、今読まれたところでは、高齢者、障がい者、女性、それから、今の提出者の伊藤議員は乳幼児等と言われたので、確かに私も「幼」が抜けているなどは思ったので、乳幼児の「幼」を入れたほうがいいかなと思いました。

以上です。

○議長（服部英二夫君） 提出者に質疑に対する答弁をやっていただきたいと思いますが。

○9 番（伊藤好博君） 議長、9 番。

○議長（服部英二夫君） 9 番議席、伊藤好博君。

○9 番（伊藤好博君） 発議 2 号ですが、中ほどよりちょっと上ですが、全国の学校というところ、臨時休業が 9 割だというお言葉でしたが、私が頂いている資料では全国の学校がとなっておりまして、そういう意見書にさせていただきました。

それから、都道府県格差、市町村格差、村を入れたほうがいいのかということですが、この資料も私が頂いたのには、そういう資料になっておりました。

続きまして、発議 3 号ですが、これもその資料でそういう資料を頂いておりましたので、そのようにさせていただきました。

それから、発議 4 号は、ちょっと分からなかったんですが、もう一度お願いします。

○8番（中川和子君） 理由の3行目の、大人が1人の世帯の相対貧困率じゃなく、相対「的」が入るの、正式には。

○9番（伊藤好博君） 相対的貧困率ということ。

○8番（中川和子君） はい。

○議長（服部英二夫君） 答弁整理のため、一旦休憩とします。

午前 9時52分休憩

午前 9時53分再開

○議長（服部英二夫君） 休憩を解き、本会議に戻します。

○9番（伊藤好博君） 請願でもそのように書いてありますので、私はそう受け取ってそのまま発議意見書といたしました。

それから、発議5号ですが、乳児等を乳幼児と私が発言したようですが、ここに書いてあるように、乳児等で御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま上程しております日程第17、発議第2号から日程第20、発議第5号までの4議案は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会への付託を省略し、本会議において審議したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、日程第17、発議第2号から日程第20、発議第5号までの4議案は、委員会への付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

続いて、討論に入ります。討論は一括討論としたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認め、一括討論とします。

討論のあります方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 今回の発議に対しまして、確かに請願で頂いた資料の中にはこの

ような文面があったかもしれませんが、頂いた資料は資料として、出された請願に対しては誠実に向き合うべきだとは考えますが、議員が意見書として出す場合には、趣旨に賛同はいたしますが、その中身が本当に的確であるかどうかは、やはり議員できちんと揉むべきではないかと考えます。

発議2号の義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書ですが、「全国の学校が」という正確ではないところがありますので、そここのところには賛同しかねますので、反対いたします。

○議長（服部英二夫君） 賛成討論者はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 討論者なしとし、終結します。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） ただいま上程中の発議第2号、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書について、発議第3号、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書について、発議第4号、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書について、発議第5号、防災対策の充実を求める意見書についての4議案について、1議案ごとに採決を行います。

日程第17、発議第2号、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） 起立多数です。よって、日程第17、発議第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

可決しました意見書は事務局より直ちに送付いたさせます。

次に、日程第18、発議第3号、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第18、発議第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

可決しました意見書は事務局より直ちに送付いたさせます。

次に、日程第19、発議第4号、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第19、発議第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

可決しました意見書は事務局より直ちに送付いたさせます。

次に、日程第20、発議第5号、防災対策の充実を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第20、発議第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

可決しました意見書は事務局より直ちに送付いたさせます。

**日程第21 発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化
に対し地方税財源の確保を求める意見書について**

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第21、発議6号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを上程し、これを議題とします。

ここで、提出議員により趣旨説明を求めます。

登壇の上、お願いします。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（服部英二夫君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） では、発議第6号の趣旨説明を申し上げます。

別紙の意見書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）でございます。

理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上のような理由に基づき、地方自治法第99条の規程により意見書を提出します。

意見書の提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣宛てであります。御賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

発議第6号に御質疑があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） ここでお諮りします。

ただいま上程しております日程第21、発議第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会への付託を省略し、本会議において審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、日程第21、発議第6号は、委員会の付託を省略することは可決されました。

委員会の付託を省略します。

続いて、討論に入ります。討論のあります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより上程されております議案の採決に入ります。

それでは、日程第21、発議第6号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、原案のとおり決定するこ

とに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決することに決定しました。

可決しました意見書は事務局より直ちに送付いたさせます。

日程第22 発議第7号 国土強靱化の継続・拡充を求める意見書について

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第22、発議第7号、国土強靱化の継続・拡充を求める意見書について上程し、これを議題とします。

ここで、提出議員より趣旨説明を求めます。

登壇の上、お願いします。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（服部英二夫君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） それでは、発議第7号の説明を申し上げます。

意見書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

「国土強靱化の継続・拡充」を求める意見書（案）でございます。

理由といたしまして、近年、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、激甚化・頻発化する自然災害により全国各地で甚大な被害が発生しており、我が国にとって国土強靱化は、依然として喫緊の課題である。

現在、令和2年度までを実施期間とする「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（以下、3か年緊急対策）」により、国と地方が一体となってハード、ソフトの両面から、防災・減災、国土強靱化対策を集中的に実施しているが、対策が必要な箇所は未だ多数存在するため、中長期的視野に立って具体的目標を掲げ、取組の加速化・深化を図ることが極めて重要である。

本町でも3か年緊急対策を活用し、県土の強靱化対策を強化してきたところであるが、想定される大規模自然災害や南海トラフ地震などに対して事前防災及び減災の取組を引き続き推し進め、県内の脆弱な社会インフラを整備し、機能を維持する必要性は未だ高い。

また、地域住民の安全・安心を確保し、大都市部への過度な一極集中から脱却するためにも、地方の強靱化対策は必要不可欠である。

よって本町議会は、国において防災・減災、国土強靱化対策をより一層推進するために、下記の措置を講じることを強く求める。

一、令和3年度以降においても、国土強靱化基本計画に基づき、中長期的な見通しのもと、国土強靱化対策の対象事業を拡大するとともに、別枠予算による必要・十分な予算の確保など、対策の抜本的強化を図ること

一、長寿命化計画に基づく戦略的な現有ストックの修繕や更新等の老朽化対策が確実に進められるよう、長期安定的に必要な・十分な予算を確保すること

一、令和2年度で終了とされている緊急防災・減災事業や緊急自然災害防止対策等については、地方自治体の取組状況を踏まえ、適切に検討を行い、令和3年度以降も延長するとともに、地方の実情に沿ったより活用しやすい地方債制度にするなど地方財税措置を充実すること

一、社会資本の整備・管理に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応等のため、国の地方整備局を含め、現場に必要な人員や体制の維持・充実を図ること

以上のような理由にもとづき、地方自治法第99条の規程により意見書を提出いたします。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、国土強靱化担当大臣宛てであります。御賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

発議第7号に御質疑があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま上程しております日程第22、発議第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会への付託を省略し、本会議において審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、日程第22、発議第7号は委員会の付託を省略することは可決されました。

委員会の付託を省略します。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより上程されております議案の採決に入ります。

それでは、日程２２、発議第７号、国土強靱化の継続・拡充を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、発議第７号は原案のとおり可決することに決定しました。

可決しました意見書は事務局より直ちに送付いたさせます。

日程第２３ 発議第８号 安全安心な町づくりに於ける、いわゆるヤード（自動車等の解体施設）に対し規制を求める意見書について

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第２３、発議第８号、安全安心な町づくりに於ける、いわゆるヤード（自動車等の解体施設）に対し規制を求める意見書についてを上程し、これを議題とします。

ここで、提出議員より趣旨説明を求めます。

登壇の上、お願いします。

○６番（三輪一雅君） 議長、６番。

○議長（服部英二夫君） ６番議席、三輪一雅君。

○６番（三輪一雅君） それでは、発議第８号の説明を申し上げます。

意見書（案）の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

安全安心な町づくりに於ける、いわゆるヤード（自動車等の解体施設）に対し規制を求める意見書（案）でございます。

理由といたしまして、木曾岬町には、数多くのいわゆるヤード（自動車等の解体施設）が点在しているが、この３年間でその数は倍増し、住民からの苦情が急増している現状がある。

これまでも、三重県に様々な対応をして頂いているが、現状は、規制が行き届かず住民にとり何も変わらない為、苦情が絶えない状況である。

また、民家に近い場所が多く、その周囲の高い囲いは異様で景観を損ね、周囲が荒れ放題になっている。ごみが散乱し違法投棄等を誘発している。本来、近隣住民との融和を図るべき施設であるが、それらが殆ど考えられていない。

付近では、道路のみならず歩道、空地、公園の駐車場、水路の法面等にも定期的にナンバーの無い車を置く行為が繰り返されている。

警察による指導があってもその場しのぎの対応で、まったく意味がない状況である。

また、車両の搬入時には道路を占有し、長時間車両の積み下ろしを行うことがあり、一般の通行車両に対し事故の誘発を招くもので危険である。また、ナンバーのない車両で公道を運転する行為があり、これらの車両によって事故が起こった場合、被害者は何の保証もない恐れがある。

その他にも、囲いもなく段積みで車両を高く積み上げているところがある。それにより

風雨はもとより、台風、地震において重大な事故が発生しかねない。これらはナンバーが無いことから自動車では無く、いわゆる「物」であって、無責任に積み上げて何も規制がない。

民家に近いところでは、崩れてくるのではないかと危惧する住民もいる。また、子供たちの通学路になっている場所もあり、何とかして欲しいという保護者からの訴えは日常的にある。

これらの施設は、大型トレーラーによる自動車等の搬入が行われる事が多いので、付近の道路は常に損壊にさらされ、その修繕費用も多大となっている。また農道近辺に作られることが多く、農機具や農作業車の通行の妨げが指摘されている。しかし、現状では大型車の規制が出来ない。

また、居住施設では無い施設であるにも関わらず、居住し続け昼夜構わず作業を行っていることがあり、近隣住民との間で騒音等の問題が発生している。

土地所有者との契約において、近隣住民の意見が一定程度反映されているところでは問題が少ないが、土地の又貸しの横行により責任の所在が希薄化し、これらも問題の発端の1つになっている。

この他にも盗難車の問題や、火災、油等の流出問題等もあるものの、それらに関しては現状の法の範囲内で、規制がある程度出来ている。しかし、これまでに示した数々の問題には効果は無いに等しく、違反した場合には認可の停止及びはく奪等も視野に入れた新しい制度がなければ、一時しのぎの対応で済まされてしまうことになる。これらを抜本的に規制しなければ、住民の不安は取り除かれない。

この要望は、いわゆるヤードを排除しなければならないということではなく、住民の生活環境を保全しつつ、安心して生活できるように規制の強化を求めるものである。

安全安心な町づくりを目指す木曾岬町にとっても喫緊の課題となっており、何卒これらの規制を行える実行力のある条例の制定を速やかに実現されるよう強く要望する。

以上のような理由にもとづき、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

意見書の提出先は、三重県知事宛てでございます。御賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

発議第8号に御質疑があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま上程しております日程第23、発議第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会への付託を省略し、本会議において審議したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、日程第23、発議第8号は委員会への付託を省略することは可決されました。

委員会の付託を省略します。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより上程されております議案の採決に入ります。

それでは、日程23、発議第8号、安全安心な町づくりに於ける、いわゆるヤード（自動車等の解体施設）に対し規制を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、日程第23、発議第8号は原案のとおり可決することに決定しました。

〔「議長、発言を許していただきたいんですが」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 何でしょう。

○9番（伊藤好博君） もう採決も済んだ後で誠に申し訳ございませんでした。発議2号の質疑がなされ、答弁が的確でなかったために反対者が出ました。この文章は私が朗読で説明させていただきましたが、取りようだと思いますので、全国の学校と書いてあるだけで全校とは書いてありませんので、90%であろうと100%であろうとパーセントは書いておりませんので、全国の学校が臨時休業ということの理解を私はして意見書で言わせていただいたので、中川議員の、取り方が違っておった、質疑にしっかりと答えられなかったこと、申し訳なく思います。おわび申し上げます。ありがとうございました。

○議長（服部英二夫君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

会議を閉じさせていただきます。

これにて令和2年第3回木曾岬町議会定例会を閉会といたします。

午前10時21分閉会

○議長（服部英二夫君） 議員の皆様方には、本定例会が9月2日から本日までの16日間の日程で開催されまして、議案審議には十分な調査と活発な御議論をいただき、ありがとうございました。皆様の御協力によりまして円滑な議事日程と議会運営により本定例会を無事終えることができ、住民の皆様への負託にもお応えすることができましたこと、厚くお礼申し上げます。また、加藤町長をはじめとする執行部の方々におかれましては、このたび可決決定した議案を、町民の福祉向上と町政の進展につなげるため、適正かつ適格に執行していただくことをお願いするとともに、長期間の議会審議に御出席いただきありがとうございました。大変御苦労さまでした。

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
